平成２９年（フ）第２１号
広島県三次市西酒屋町934番地１
債務者　稲葉　真司
１　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三浦　益隆
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月18日午前10時
５　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
広島地方裁判所三次支部
平成２９年（フ）第５６号
愛媛県今治市伯方町伊方甲2321　瀬山寮201、前住所広島県福山市幕山台１丁目21番13号
債務者　松川　　恵
１　決定年月日時　平成30年２月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森岡　宗平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月17日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
松山地方裁判所今治支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第１１号
秋田県横手市平鹿町醍醐字西上沖田54番地
債務者　柿崎　　弘
１　決定年月日時　平成30年２月22日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
秋田地方裁判所横手支部
平成３０年（フ）第２３号
北海道北斗市追分２丁目５番27号
債務者　柴崎　孝子
１　決定年月日時　平成30年２月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
函館地方裁判所
平成３０年（フ）第２５号
函館市時任町29番８号　池田マンション
債務者　山本　美幸（旧姓庭山）
１　決定年月日時　平成30年２月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
函館地方裁判所
平成２９年（フ）第１０５号
三重県度会郡玉城町佐田1256番地　アニバーサリー　302号
債務者　向井富美子
１　決定年月日時　平成30年２月22日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係
平成３０年（フ）第４１号
埼玉県東松山市大字市ノ川41番地　グランソーレ201号
債務者　有田　成利
１　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部
平成２９年（フ）第６２号
新潟県小千谷市城内１丁目１番10号　アルディート101号
債務者　櫻井　　裕
１　決定年月日時　平成30年２月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係
平成３０年（フ）第２２号
群馬県安中市東上秋間1737番地１
債務者　石井　孝寛
１　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
前橋地方裁判所高崎支部
平成２９年（フ）第１６２７号
埼玉県新座市東北１丁目12番10号　サンキャッスル201号室
債務者　藤井　　梓（旧姓伊藤・苅宿）
１　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２９年（フ）第１８０６号
さいたま市南区白幡６丁目13番17―208号、旧住所さいたま市南区辻６丁目10番３―109号
債務者　本野　真衣
１　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２９年（フ）第１８０７号
さいたま市南区白幡６丁目17番２号　コーポ白幡306号
債務者　若林たき江
１　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２９年（フ）第１８３９号
さいたま市岩槻区宮町２丁目11番14号　エトワール岩槻Ａ202
債務者　高橋　淳子
１　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成３０年（フ）第１号
さいたま市浦和区針ヶ谷４丁目１番１号　Ａ―1302
債務者　増田　由美
１　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成３０年（フ）第４号
埼玉県草加市柳島町559番地17
債務者　関口　　仁
１　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
平成３０年（フ）第１６号
埼玉県三郷市戸ケ崎２丁目57番地１　ＮＴハイム三郷102
債務者　坂上有希子
１　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
平成３０年（フ）第３８号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字大川戸493番地１　ＧＲＰ松伏101
債務者　田中八千代（旧姓白川・持田）
１　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係